

○鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則

昭和61年3月26日

規則第8号

改正 平成元年12月22日規則第63号

平成4年11月25日規則第62号

平成8年3月29日規則第32号

平成12年12月26日規則第172号

平成17年3月29日規則第58号

平成19年3月30日規則第43号

平成20年7月4日規則第71号

令和2年3月27日規則第21号

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年鹿児島県条例第42号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(登録申請書)

第2条 条例第3条第1項（条例第6条第2項において準用する場合を含む。）に規定する申請書は、別記第1号様式による。

(登録申請書の添付書類等)

第3条 条例第3条第2項第1号に規定する書類は、別記第2号様式による。

2 条例第3条第2項第2号に規定する書類は、別記第3号様式による。

3 条例第3条第2項第3号（条例第6条第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める書類及び図面は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 営業所の平面図及びその付近の見取図
- (2) 事業計画書（別記第4号様式）
- (3) 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつては住民票抄本又はこれに代わる書類
- (4) 浄化槽保守点検受託予定一覧表（別記第5号様式）
- (5) 浄化槽管理士の浄化槽管理士免状の写し
- (6) 浄化槽管理士が条例第10条第8項の研修を受講したことを証する書類（登録の有効期間の満了後引き続き浄化槽保守点検業を営もうとする者が登録の申請をする場合に限る。）

(7) 営業区域ごとに浄化槽清掃業者と業務に関し、提携がなされていること、提携がなされることが確実であること等を証する書類

(登録簿の謄本の交付の請求)

第4条 条例第4条第3項の規定により登録簿の謄本の交付の請求をしようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求書（別記第6号様式）を知事に提出しなければならない。

(登録簿の閲覧等)

第5条 条例第4条第3項の規定により登録簿の閲覧の請求をしようとする者は、浄化槽保守点検業者登録簿謄本閲覧請求書（別記第7号様式）を知事に提出しなければならない。

2 登録簿の閲覧場所は、鹿児島県土木部都市計画課生活排水対策室内とする。

3 登録簿の閲覧日及び閲覧時間は、次のとおりとする。

(1) 閲覧日 毎週月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに1月2日、同月3日及び12月29日から同月31日までの日を除く。

(2) 閲覧時間 午前9時から午後4時までとする。ただし、知事は、特に必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(変更の届出)

第6条 条例第7条第1項の規定により変更の届出をしようとする者は、浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書（別記第8号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、第3条第3項各号に掲げる書類及び図面のうち当該変更を生じた事項に関する書類又は図面を添えなければならない。

(廃業等の届出)

第7条 条例第8条の規定により廃業等の届出をしようとする者は、浄化槽保守点検業廃業等届出書（別記第9号様式）を知事に提出しなければならない。

(器具)

第8条 条例第10条第3項の規則で定める器具は、別表のとおりとする。

(研修)

第8条の2 条例第10条第8項の規定により浄化槽管理士が受ける研修は、次に掲げる事項について知事が別に指定する者が行う研修とする。

(1) 浄化槽行政の動向に関する事項

- (2) 浄化槽の構造と機能に関する事項
- (3) 浄化槽の保守点検と清掃に関する事項
- (4) 地域における浄化槽情報に関する事項
- (5) その他浄化槽の保守点検の業務に関し必要な事項

2 浄化槽保守点検業者は、浄化槽管理士に、前項の研修を登録の有効期間ごとに1回以上受けさせなければならない。ただし、当該有効期間満了の日前3年以内において、浄化槽管理士が浄化槽管理士免状の交付を受けている場合又は浄化槽管理士が他の都道府県（保健所を設置する市又は特別区を含む。以下この項において同じ。）若しくは他の都道府県の長が指定する者が行う前項各号の事項に係る研修を受けた場合は、この限りでない。

（管理士証）

第9条 条例第10条第9項に規定する規則で定める浄化槽管理士証は、浄化槽法（昭和58年法律第43号）第46条第4項の規定により環境大臣が指定する者の発行する浄化槽管理士であることを証する書面とする。

（標識の掲示）

第10条 条例第11条の規定により浄化槽保守点検業者が掲げる標識の記載事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 氏名又は名称及び法人にあつては、その代表者の氏名
- (2) 営業所の名称
- (3) 営業所の所在地
- (4) 登録番号及び登録の有効期間
- (5) 当該営業所が管轄する営業区域の名称

2 条例第11条に規定する標識は、別記第10号様式による。

（帳簿の記載事項等）

第11条 条例第12条の規定により浄化槽保守点検業者が備える帳簿の記載事項は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 浄化槽管理者の氏名又は名称
- (2) 浄化槽の設置場所
- (3) 浄化槽の処理対象人員、処理方式及び処理能力
- (4) 保守点検年月日
- (5) 保守点検を行つた浄化槽管理士の氏名

(6) 保守点検の結果及び措置

(7) 浄化槽管理者及び浄化槽清掃業者への通知年月日

2 条例第12条に規定する帳簿は、各事業年度終了後3年間保存しなければならない。

(身分証明書)

第12条 条例第14条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記第11号様式による。

(書類の経由)

第13条 条例又はこの規則の規定により知事に提出する書類（第5条及び第6条第1項に規定する書類を除く。）は、それぞれ正本に営業区域内に所在する地域振興局及び支庁の数に相当する数の写しを添えて、主たる営業区域を管轄する地域振興局又は支庁の長を経由して提出しなければならない。

附 則

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則（平成元年12月22日規則第63号）

この規則は、平成2年1月1日から施行する。

附 則（平成4年11月25日規則第62号）

この規則は、平成4年12月1日から施行する。

附 則（平成8年3月29日規則第32号）

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成12年12月26日規則第172号）

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則（平成17年3月29日規則第58号）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

ただし、第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月30日規則第43号）抄

(施行期日)

第1条 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年7月4日規則第71号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月27日規則第21号）

この規則中第8条の次に1条を加える改正規定及び別記第1号様式の改正規定は令和2年4月1日から、その他の規定は令和5年4月1日から施行する。

別表（第8条関係）

（平20規則71・一部改正）

区分	器具
管理器具	<ul style="list-style-type: none"> ○手かぎ スカム破砕用具 汚泥かき落とし用具 ○工具一式 テスター 自吸式ポンプ その他浄化槽本体及び付帯設備の保守点検に必要な器具
水質及び汚泥等試験器具	<ul style="list-style-type: none"> ○温度計 ○透視度計 ○PH計 ○残留塩素測定器具 ○メスシリンダー(1l) 溶存酸素測定器具 亜硝酸性窒素測定器具 塩素イオン濃度測定器具 ○スカム厚測定用具 ○汚泥厚測定用具 顕微鏡 その他浄化槽の機能の判断に必要な器具
試料採取運搬器具	<ul style="list-style-type: none"> ○採水用具 ○採水びん その他処理水，汚泥等の分析試料の採取及びその運搬に必要な器具
安全管理器具	<ul style="list-style-type: none"> ガス検知器 酸素濃度計 送風機 その他浄化槽の保守点検時の衛生，安全対策として必要な器具

（注） ○印の器具は，浄化槽管理士1人当たり1台とする。

別記第1号様式(第2条関係)

浄化槽保守点検業者登録申請書		証紙貼り付け欄	
		消印してはならない	
登録の種類	新規・変更	※登録番号	第 号
		※登録年月日	年 月 日
この申請書により、浄化槽保守点検業者の登録を申請します。			
鹿児島県知事 殿		年 月 日	
		申請者 印	
フリガナ 氏名又は名称			
住 所 〒		電話番号() —	
法人にあつては フリガナ 代表者の氏名			
		役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	役 職 名	フリガナ 氏 名	役 職 名
申請時において既に受けている登録		第 号	年 月 日

営業所の名称及び所在地並びに当該営業所に置かれる浄化槽管理士の氏名，浄化槽管理士免状の交付番号及び交付年月日並びに鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例第10条第8項の研修の受講年月日及び受講予定年度				
営業所		浄化槽管理士		
フリガナ 名称	郵便番号 所在地 電話番号	フリガナ 氏名	免状	研修
			交付番号	受講年月日
営業区域の名称及び鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例第10条第2項の業務責任者の氏名				
営業区域	業務責任者	営業区域	業務責任者	

- 備考1 ※印の欄は，記載しないこと。
- 2 受講年月日の欄には，現在の登録の有効期間内における研修の受講年月日を記載すること。
 - 3 受講予定年度の欄には，この申請により見込まれる新たな登録の有効期間内における研修の受講予定年度を記載すること。

第2号様式(第3条関係)

誓 約 書

私(当法人)は、鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例第5条第1項第1号から第6号までに該当しない者であることを誓約します。

年 月 日

鹿児島県知事 殿

住 所

氏 名

印

法人にあつては、名称
及び代表者の氏名

第3号様式(第3条関係)

器 具 明 細 書

(営業所名)

区 分	器 具	型 式	数 量	備 考
管 理 器 具	○手かぎ			
	スカム破碎用具			
	汚泥かき落とし用具			
	○工具一式			
	テスター			
	返送ポンプ			
	その他			
水質・汚泥 試験器具	○温度計			
	○透視度計			
	○pH計			
	○残留塩素測定器具			
	○メスシリンダー(10)			
	溶存酸素測定器具			
	亜硝酸性窒素測定器具			
	塩素イオン濃度測定器具			
	○スカム厚測定用具			
	○汚泥厚測定用具			
	顕微鏡			
	その他			
	試料採取 運搬器具	○採水用具		
○採水びん				
その他				
安全管理 器具	ガス検知器			
	酸素濃度計			
	送風機			
	その他			

注)○印の器具は、浄化槽管理士1人当たり1台とする。

第4号様式(第3条関係)

事業計画書

1 500人槽以下の浄化槽に係る事業計画

営業区域 の名称	区分	実施予定基数				従事する 浄化槽 管理士名
		5～20人槽	21～50人槽	51～ 200人槽	201～ 500人槽	
	単独処理 浄化槽					
	合併処理 浄化槽					
	単独処理 浄化槽					
	合併処理 浄化槽					
	単独処理 浄化槽					
	合併処理 浄化槽					

(注) 従事する浄化槽管理士は、営業区域が重複しても構わない。

2 501人槽以上の浄化槽に係る事業計画

浄化槽管理 者の氏名又 は名称	区分		人 槽	計 画 汚 水 量	浄 化 槽 の 設 置 場 所	技 術 管 理 者 名
	単 独 処 理 浄 化 槽	合 併 処 理 浄 化 槽				

(注) 501人槽以上の浄化槽は、1基ごとについて記入すること。

第5号様式(第3条関係)

浄化槽保守点検受託予定一覧表

(市町村)

番号	浄化槽管理者 の氏名	浄化槽の 設置場所	型式	人槽能力	処 理 能 力	区 分		受託契約 年 月 日
						単独処理 浄化槽	合併処理 浄化槽	

- (注) 1 501人槽以上の浄化槽については、記入の必要はない。
2 単独処理浄化槽の場合、処理能力の欄は記入する必要はない。

証紙貼り付け欄
消印してはならない

浄化槽保守点検業者登録簿謄本交付請求書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

請求者 住所

氏名 ㊟

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録簿の謄本交付を下記のとおり請求します。

記

謄本の交付を請求しようとする浄化槽保守点検業者の氏名又は名称	
請求枚数	
請求の理由	

第7号様式（第5条関係）

浄化槽保守点検業者登録簿閲覧請求書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

請求者 住所.....

氏名.....

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録簿の閲覧を下記のとおり請求します。

記

謄本の閲覧を請求しようとする浄化槽保守点検業者の氏名又は名称	
請求の理由	

第8号様式（第6条関係）

浄化槽保守点検業者登録事項変更届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

〔法人にあつては、名称〕
及び代表者の氏名

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例第7条第1項の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号			
登録年月日		年月日	
変更事項	変更前	変更後	変更年月日

第9号様式（第7条関係）

浄化槽保守点検業者廃業等届出書

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出者 住所 _____

氏名 _____ 印

〔法人にあつては、名称〕
及び代表者の氏名

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例第8条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

登録番号	
登録年月日	年 月 日
登録業者名 〔法人にあつては、名称〕 及び代表者の氏名	
廃業等の理由	
廃業等の年月日	年 月 日

第 10 号様式（第 10 条関係）

浄化槽保守点検業者登録票	
氏名又は名称及び 法人にあつては、 その代表者の氏名	
営業所の名称	
営業所の所在地	
登録番号及び 登録の有効期間	第 号 年 月 日から 年 月 日まで
営業区域の名称	

← 40 センチメートル以上 →

↑
35センチ
メートル
以上
↓

第11号様式(第12条関係)
(表)

<p style="text-align: right;">第 号</p> <p>所属</p> <p>氏名</p> <p style="text-align: right;">年 月 日生</p> <p>鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例第14条第3項の規定による証明書</p> <p style="text-align: right;">鹿児島県知事 印</p>	<p style="text-align: center;">写真ちよう付</p> <div style="border: 1px dashed black; width: 80%; margin: 0 auto; padding: 10px;"><p style="text-align: center;">知 事 印</p></div>
--	--

9センチメートル

6センチメートル

(裏)

鹿児島県浄化槽保守点検業者登録条例(抜粋)

(報告の徴取及び立入検査)

第14条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、浄化槽保守点検業者に対し、その業務に関し報告させることができる。

2 知事は、この条例を施行するため特に必要があると認めるときは、その職員に、浄化槽保守点検業者の事務所又は営業所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問させることができる。

3 前項の場合には、当該職員は、その身分を示す証明書を携帯し、かつ、関係者の請求があるときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

別記第1号様式（第2条関係）

（令2規則21・一部改正）

第2号様式（第3条関係）

第3号様式（第3条関係）

第4号様式（第3条関係）

第5号様式（第3条関係）

第6号様式（第4条関係）

第7号様式（第5条関係）

第8号様式（第6条関係）

第9号様式（第7条関係）

第10号様式（第10条関係）

第11号様式（第12条関係）